# 令和９年度予算編成方針

令和８年 10 月

多治見市

目　次

１　はじめに　・・・

## 1　はじめに

**令和９年度予算編成方針　～市長～**

「市民が主役！躍動するまち　多治見」を基本方針に掲げた第８次総合計画前期計画もついに最終年度となります。また、後期計画に向けた見直し作業の年度でもあります。職員一丸となり、メリハリをつけた働き方を心がけ、着実に業務を推進し、市民満足度を高められるような予算づくりを行ってください。

新本庁舎については実施設計が完了し、いよいよ令和９年度には建設工事に着工することとなります。また、人件費、公債費、施設管理費や社会保障関係経費等の経常的な支出は、物価高騰の影響を受け増加し、歳出は大きな規模となります。歳入は、社会経済の回復に伴い市税収入の増加が見込まれますが、計画された事業費が大きく、財政調整基金の取り崩しや地方債の発行をもってしても財源不足が生じています。

市民ニーズや事業自体の必要性、優先順位などを再検証し、職員みんなで知恵を絞り、市民の幸せにつながる予算編成をお願いします。

## 2　国･地方の財政状況

### （１）国の動向

内閣府は、月例経済報告（８月）において、「景気は、緩やかに回復しているが、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある。」、「先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」としています。

また、令和８年６月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2026」においては、「「責任ある積極財政」元年　日本の挑戦を起動する！」を掲げ、民間投資の拡大による供給力の強化を、経済規模の拡大、税収基盤の強化につなげ、強い経済と財政の持続可能性を一体的に実現を目指すこととされています。

### （２）県内経済情勢

財務省東海財務局は、管内経済情勢報告（８月）において、総括判断として、「管内経済は、回復しつつある」としています。また、「先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、回復していくことが期待されるものの、中東情勢や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」としています。

## 3　本市の財政状況

### （１）令和７年度決算の状況

令和７年度一般会計決算では、実質収支が 44.5 億円の黒字となりました。

歳入決算額は 546.7 億円で、社会経済の回復を受け、市税が過去最高額の 161.8 億円（前年度比＋4.3 億円。以下同様）となり、地方交付税は 73.6 億円（△0.4 億円）となりました。

歳出決算額は 496.0 億円で、笠原小中学校建設事業費、笠原こども園建設事業費、北消防署移転整備事業費、消防指令業務共同運用関係費等の大型建設事業に伴い、対前年度＋43.9 億円となりました。款別では、民生費 182.2 億円、教育費 98.0 億円、総務費 53.7 億円、土木費 36.1 億円の順となり、性質別では、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の合計が 219.0 億円（△0.6 億円）となった一方、投資的経費は 98.1 億円（＋27.8 億円）となりました。

財政判断指数は、償還可能年数は 0.4 年、財政調整基金充足率は 2.4%悪化しました。経常収支比率は増減ありません。経費硬直率は 0.4%改善しましたが、目標値を超過しています。

| 財政判断指数 | 償還可能年数 | 経費硬直率 | 財政調整基金充足率 | 経常収支比率 |
|---|---|---|---|---|
| 令和７年度決算値 | 6.1 年 | 74.2% | 24.5% | 89.4% |
| 令和６年度決算値 | 5.7 年 | 74.6% | 26.9% | 89.4% |
| 財政向上目標 | 7.0 年 | 74.0% | 15.0% | 90.0% |
| 財政健全基準 | 10.0 年 | 77.0% | 7.5% | 93.0% |

### （２）財政運営の基本方針

本市の財政運営について、総合計画、行政改革大綱、財政向上指針を基本として、緊張感をもった財政運営を行っていくため、以下の基本方針を示します。

ア　厳しさが増していく財政運営に対応するため、総合計画及び行政改革大綱を念頭に置き、前例踏襲や現状維持という発想を排除し、新たな財源確保、経費の節減、費用対効果の向上に一層積極的に取り組みます。

イ　「多治見市健全な財政に関する条例」の趣旨を踏まえ、将来の負担の抑制に努め、世代間の負担の均衡を図るとともに、計画的な財政運営を行います。

ウ　一般会計のみならず、特別会計においても、歳入の確保や歳出の削減、適正な予算執行に努め、健全な財政運営を行います。

### （３）財政向上指針

平成 19 年 12 月に「多治見市健全な財政に関する条例」を制定し、財政の規範を定めるものとして位置づけ、健全な財政運営を行うこととしています。これを踏まえ、令和６年度から９年度までの「第５次財政向上指針」において、次の取組を掲げています。

#### ア 収入の増加及び支出の抑制

##### （ア）収入の増加

債権管理計画で定める収納率を達成、企業誘致による税収増、使用料・手数料等の見直し

及び市有財産の一層の有効活用により財源の確保に努めます。

**（イ）支出の抑制**

公共施設のランニングコスト軽減、行政改革の実施による経常経費の抑制に努めます。

**イ 市債残高（一般会計負担分）の上限**

一般会計の市債残高並びに特別会計及び企業会計の市債残高のうち、令和９年度までに、一般会計で負担すべき残高の合計を 470 億円、市債の実残高を 590 億円以内とします。

※令和７年度末残高：一般会計負担額 455.4 億円、市債実残高 557.3 億円

**ウ 基金の適正な管理**

**（ア）財政調整基金**

財政調整基金の可処分額を 33 億円以上確保します。　※令和７年度末残高：56.9 億円

**（イ）市債償還対策基金**

市債償還対策基金（合併特例債分を除く。）は、令和９年度末残高を 30 億円以上確保します。　※令和７年度末残高：19.8 億円

**（ウ）職員退職手当基金**

職員退職手当基金は、令和９年度末残高を 15 億円以上確保します。　※令和７年度末残高：18.1 億円

**（エ）庁舎建設基金**

庁舎建設基金は、建設費に 30 億円以上を財源充当できるよう、建設までに７億円以上を積み立てます。　※令和７年度末残高：32.4 億円

**（オ）地域振興基金**

地域振興基金の年間処分額は、上限１億円とします。ただし、必要に応じて１億円を超えて取り崩すことができるものとします。

**（４）令和９年度の見通し**

歳入においては、社会経済の回復傾向を踏まえ、税制改正の影響をうけながらも市税や地方交付税に増加が見込まれ、一般会計の一般財源は若干の増加が見込まれます。

歳出においては、新本庁舎の建設工事に着手します。また、社会保障関係費・公債費・人件費等の経常的な行政需要の増が見込まれ、また、賃上げ・物価高の影響が高まっており、今までにも増して厳しい財政運営となる見通しです。

## ４　令和９年度予算編成における基本的考え方

### （１）経費区分

予算編成に当たっては、「総合計画経費（細々目 01)」、「固定的経費（細々目 02)」、「その他経費（細々目 03)」の区分に分けて計上してください。

### （２）総合計画経費（大規模保全工事除く。）及びその他経費の要求上限額

企画部による事業費調査に基づくヒアリング及び調整結果に、一定の削減率を乗じた額を、予算要求上限額（一般財源ベース）として下表のとおり設定します。

**削減目標額…計 6.9 億円　　削減率…総合計画経費 12%、その他経費 6%**

総合計画経費（A）＋その他経費（B）の合計額が、部ごとの要求一般財源の上限額となりますので、原則、その範囲内で予算要求してください。

やむを得ず、上限額を超える場合、予算要求はした上で、上限額範囲内とする事業費削減案を、優先度を示して提出することとし、その是非を予算査定で判断します。事業費削減案では、固定的経費での削減や基金等による充当による一般財源の削減も可としますが、年度内に明らかに予算不足となるような見積もりはしないでください。

**部ごとの予算要求上限額（一般財源ベース）**　　（単位：千円）

| 部 | 総合計画経費 A | その他経費 B | 要求上限額 A＋B |
|---|---|---|---|
| 企画部計 | 523,730 | 48,472 | **572,202** |
| 総務部計 | 618,582 | 239,802 | **858,384** |
| こども健康部 | 344,867 | 447,707 | **792,574** |
| 経済部計 | 305,226 | 70,547 | **375,773** |
| 都市計画部計 | 213,171 | 129,031 | **342,202** |
| 建設水道部計 | 262,704 | 283,859 | **546,563** |
| 会計課 | 0 | 51,561 | **51,561** |
| 環境文化部計 | 231,130 | 831,998 | **1,063,128** |
| 市民福祉部計 | 65,206 | 465,436 | **530,643** |
| 議会事務局 | 0 | 24,544 | **24,544** |
| 選管・監査 | 0 | 1,622 | **1,622** |
| 教育委員会計 | 515,912 | 909,295 | **1,425,207** |
| 消防本部計 | 77,978 | 188,870 | **266,848** |
| （大規模保全） | (200,000) | | (200,000) |
| 合計（大規模保全含む） | 3,358,507 | 3,692,746 | **7,051,252** |

### （３）固定的経費 の削減目標

各部の金額は示しませんが、**全庁で 2.3 億円の削減（△２%）を目標**とします。

なお、固定的経費とは、総合計画経費以外で次に該当するものとします。

①　職員人件費（会計年度任用職員含む。）、公債費

② 扶助費等で、国・県において法律等の制度上で定められた額を支出しなければならないもの

③ 複数年にわたる契約をした（する）債務負担行為、継続費

④ 国・県等への負担金

⑤ 他会計への繰出金（負担金）

⑥ 基金への利子等積立金及び財政向上指針に定める後年度の負担軽減等のために設けた基金積立金

**（４）その他**

ア 「多治見市財政向上指針」に掲げる個別の取組内容について留意してください。

イ 制度改正や決算における予算執行率を踏まえた予算要求をしてください。

ウ 特別会計、企業会計については、適正な負担の確保に留意し、安易に一般会計の繰出しに頼ることなく、収支の均衡を図ることを基本としてください。

エ 企業会計については、企業的性格を十分に発揮して、なお一層の経営の合理化、能率化を図るとともに、特に経費の節減及び独立採算性の確保に努め、一般会計との間の経費負担区分の明確化を図るなど、適正な運用に努めてください。

オ 地方自治法第 210 条の総計予算主義の原則を遵守し、年度途中の補正は真にやむを得ないものについてのみに留めるものとします。なお、給付費等の伸びにより補正が必要となるものは、議会への提案時期も勘案し、常にその動向の把握に努めてください。

## ５　歳入に関する事項

財政運営上、歳入確保の重要性は言うまでもありませんが、往々にして既定の歳入にとらわれがちです。厳しい財政状況を深く認識し、再度あらゆる法令、通知及び資料に基づき正確に捕捉し、積極的に新たな補助制度を活用するなど財源確保に努めてください。

### （１）市税・諸納付金

経済情勢の推移、税制改正の動き等を十分勘案するとともに、現行制度や現況の所得状況を見極め、前年度における最終見込状況を考慮し、的確な年間収入見込額を計上してください。また、税負担の公平を期するため課税客体の把握に漏れのないように留意し、債権管理計画に基づき徴収率の維持・向上に努めてください。

### （２）国県支出金

行財政制度の動向等を的確に把握して、事業ごとの補助制度を十分研究して計上してください。特に、補助制度の変更や廃止等がある場合は、情報収集に努めるとともに、国、県等と十分連携を図ってください。また、補助申請額と交付決定額の過去実績を勘案するなど、歳入欠陥にならないように注意してください。

### （３）基金（繰入金）

基金条例を確認し、適切な事業へ充当するよう計上してください。特に、後年に大型事業等への充当を予定している場合を除き、基金財源の活用について積極的に検討してください。

### （４）市債

普通交付税措置等、その有効性の有無と将来の財政負担を伴うことを認識し、計上してください。また、事業内容と市債メニューをよく確認し、適債性に疑義がある場合は、必ず財政課に確認するようにしてください。

※　市債に関する情報は、「財政課公開キャビネット＞財政グループ＞起債関連」を参照してください。

### （５）その他

各科目を通じて過大見積を避け、歳入欠陥にならないよう適正な財源を確保するとともに、捕捉困難な収入や少額な収入についてもなおざりにせず、収入確保に努めてください。

## ６　歳出に関する事項

### （１）報酬

非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例等に基づき、前年度実績を勘案して必要額を予算計上してください。

### （２）職員人件費

財政運営に与える影響が極めて大きいため、引き続きその適正合理化に取り組み、給与関係費の増加の抑制と適正化に努めてください。

### （３）会計年度任用職員の給与等

会計年度任用職員の給与等（報酬、手当、旅費（通勤費相当分））に係る歳出予算は、令和４年度予算から、第１種、第２種とも人事課（人件費課（課コード 024000））で歳出予算計上しています。

なお、会計年度任用職員の給与等に充てるべき特定財源の歳入がある場合、歳入予算は各課にて計上し、充当先として人件費課の該当歳出予算科目を指定してください。予算科目が不明な場合は、人事課にお問い合わせください。

昨年度同様に、令和９年度の新規や同職種の増数は原則認めません。これにより、総数を令和８年度当初予算上の人数を上限とします。（令和９年度周年事業等の必要人員は加味します。最終的な人数は、11 月実施予定の人員配置ヒアリングを経て決定します。））

### （４）報償費

委員謝礼については、「別紙３　予算積算単価表」を基に、適正に予算計上してください。

### （５）旅費

令和８年４月１日施行で旅費条例が改正されています。別紙３予算積算単価表の「７　主な旅費」に従って予算計上してください。なお、予算計上にあたっては、出張の必要性、人数等を十分精査し、総会への出席等、単なる参加を避け行政効果を十分考慮してください。同出張は原則２人までであり、３人以上で出張する場合は理由書を添えた人事課合議が必要です。また、各種委員会、審議会等の視察研修旅費についても、その必要性を十分精査した上で予算計上し、職員随行については真にやむを得ない場合に限ります。会計年度任用職員の旅費は、普通旅費でなく費用弁償等で計上してください。

### （６）指定物品（封筒、財務帳票）

総務課、会計課で予算措置するので、予算計上しないでください。ただし、PPC 用紙等は、「別紙３　予算積算単価表」を基に、各課で予算計上してください。

### （７）水道料

令和８年度から 20%増額改定していますので、適正に予算計上してください。

**（８）郵便料**

大量の取扱いが定例化されている税務課、保険年金課、上下水道総務課のほか、アンケート発送等を予定している場合は、各課で予算計上してください。

**（９）手数料**

設備機器等の法定点検手数料、リサイクル手数料等の各種手数料について、計上漏れがないよう十分確認の上、予算計上してください。

**(10) 公金取扱手数料（収納金融機関窓口における納付書による納付に係る収納手数料）**

総務省通知を踏まえた金融機関からの要望により、令和６年度から下表のとおり収納手数料を支払うこととなりました。※　対象金融機関及び金額は、令和８年 10 月１日時点で協議済みのもののみ

歳出予算については、一般会計及び特別会計は、会計課にて一括して予算計上することとします。企業会計については、各会計で所要額を予算計上してください。

| 区分 | 金融機関名称 | 金額（税込） |
|---|---|---|
| 指定金融機関・指定代理金融機関 | 東濃信用金庫 | 66 円/件 |
| | 十六銀行 | |
| 収納代理金融機関 | 大垣共立銀行 | |
| | 名古屋銀行 | |
| | 岐阜信用金庫 | |
| | 東海労働金庫 | |
| | ゆうちょ銀行 | |
| | あいち銀行 | 36.3 円/件 |

**(11) 公金振込手数料**

総務省通知を踏まえた金融機関からの要望により、令和６年 10 月１日から下表のとおり指定金融機関へ公金振込手数料を支払うこととなりました。

（公金振込手数料）

| データ（ＥＢ／ＩＢ） | 自行（指定金融機関） | | 他行 | |
|---|---|---|---|---|
| | 110 円 | | 178.2 円 | |
| 帳票（通常振込） | 自行 | | 他行 | |
| | ３万円未満 | ３万円以上 | ３万円未満 | ３万円以上 |
| | 330 円 | 550 円 | 660 円 | 880 円 |
| 帳票（給与・賞与振込） | 同一店 | 本支店 | 他行 | |
| | 110 円 | 220 円 | 440 円 | |

なお、この他にも、振替・科目更正（110 円）、組戻手数料（1,100 円／件の加算）を支払う必要があります。

歳出予算については、一般会計及び特別会計は、会計課にて一括して予算計上することとします。企業会計については、各会計で所要額を予算計上してください。

### (12) 備品購入費

必要性を十分検討し、真にやむを得ない場合にのみ予算計上してください。また、電算機関係のハード及びソフトの開発については、事前にデジタル推進課と協議した上で予算計上してください。

なお、会計年度任用職員が一般事務のために使用する庁内ＬＡＮパソコンについてはデジタル推進課で購入するため、各課で予算計上する必要はありません。担当課にて独自に購入する場合は、別途積算して予算計上してください。

### (13) 自動車購入・管理等

総務課の一括管理以外の自動車を保有している課で、自動車購入や車検を予定している課は、駐車場の確保や任意保険加入について事前に総務課と協議のうえ予算計上するとともに、無車検、無保険車のまま運行することがないよう適正な予算を計上してください。自賠責保険料は車検の１～２か月前に支払う必要があるため、４、５月に車検を行う場合は、支払時期（予算化する年度）等を事前に総務課に確認してください。

なお、自動車購入費は、「別紙３　予算積算単価表」を参考に、各課で予算計上してください。令和９年度から、自動車購入時の手数料等自動車購入に係る費用は一括して備品購入費に計上してください。

### (14) 物件費

安易に前年度の実績等によることなく見直しを行い、 その必要性について慎重に検討し、節減合理化に努めてください。また、作業着については、貸与年数や使用頻度を考慮した上、「別紙３　予算積算単価表」を基に、各課で予算計上してください。

### (15) 維持補修費

現場の確認をし、その重要性、緊急性等により取捨選択して、安易に予備費や補正予算をあてにすることなく、必要なものについて予算計上してください。

### (16) 負担金補助及び交付金

補助金については、補助対象者と調整の上、予算計上してください。

交付金については、新規及び増額計上は原則として認めません。

負担金等においても、初期の目的を達成したものや、効果が薄いもの等は廃止するなど、その必要性や効果を精査して予算計上してください。特に、職員のみの研究会等への負担金は原則として認めません。また、他市等との公費による懇親会費を含むものは、積極的にその廃止を主催者に働きかけてください。

### (17) 繰出金

人件費に係る一般会計から特別会計への繰出金（国民健康保険事業特別会計、介護保険事業

特別会計への繰出）について、最初の財政課への提出時には、令和８年度当初予算の金額で予算計上してください。

### (18) その他

ア　予算要求書の作成に当たっては、各節について積算を正確に行い、常に不用額が生じているものについては、過大な見積を慎んでください。また、単純な計上漏れ、科目誤り、単価誤り等による流用は厳に慎むべきであるので、留意して予算計上してください。

イ　国の法律等で制度的に支出が義務づけられている経費についても、真に必要な額を確実に予算計上してください。

ウ　指定管理者制度へ移行する（更新を含む）施設については、指定管理者の選定結果及び事業評価の結果を踏まえるとともに、必要な経費について計上してください。債務負担行為を設定する場合、限度額の積算が分かる資料を作成、提出してもらう場合があります。

エ　施設の大規模保全工事（建築修繕工事・耐震化工事等）については、公共施設等整備検討委員会から配分額の通知を行いますので、各課で予算計上してください。

大規模保全工事の枠から外れた事業（予算圏外事業）は、原則、通常の工事請負費でも予算要求できませんが、予算計上が必要な場合には、事前に企画政策課に相談してください。（企画政策課関係）

オ　市長ヒアリング等において、市長提案事項となった事業について、計上漏れのないようにしてください。（企画政策課関係）

カ　業務上または施設管理上、資格が必須となる場合は、人事課の助成制度を利用するか、各課で予算計上してください（多治見市職員自主研修費等助成要綱参照）。（人事課関係）

キ　指定文化財又は埋蔵文化財が所在する場所やその付近で工事を行う場合は、文化財に影響を及ぼすことがないよう、設計前に文化財保護センターへ相談してください。指定文化財及び埋蔵文化財の詳細や場所等については、「文化財保護センター公開キャビネット＞指定文化財、埋蔵文化財への配慮」をご参照ください。（文化財保護センター関係）

## 7　予算要求書の提出

本方針及び「別紙１　予算要求書類の個別留意事項」を基に、予算を編成してください。

### （１）提出期限

**令和８年 10 月 26 日（月）厳守**

### （２）提出資料、提出部数等

「別紙４　令和９年度予算要求に伴う提出書類一覧」のとおり

データ…キャビネット上で更新（メール送付不要）

紙…財政課担当者に５部提出（　〃　）

| 部局名 | 財政課担当者名 | |
|---|---|---|
| 建設水道部、こども健康部 | 岡田　佑太 | ※起債担当者 |
| 教育委員会、企画部 | 水野　秀仁 | ※補助金担当者 |
| 都市計画部、消防本部 | 河地　まさ子 | |
| 市民福祉部、環境文化部 | 柏木　明里 | ※継続費、繰越、債務負担行為担当者 |
| 総務部、選管監査、会計課、議会事務局 | 杉野　有沙 | |
| 経済部 | 浅野　好輝 | |

### （３）予算査定

ア　企画部長査定、副市長査定（必要に応じて２回実施）及び市長査定を行います。

日程…部課長宛てにメールでお知らせします。

場所…本庁舎３階第１会議室

イ　査定に当たっての留意点

（ア）歳入・歳出の内容や前年度からの増減理由等を的確に説明できるように準備してください。

（イ）査定において金額等が修正となった場合は、修正部分のみの差し替えとしてください。（全差し替えはしません。）